

平成 29 年度 福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会

平成 29 年 6 月 1 日・2 日
福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課

障がい者虐待防止について

(1) 障がい者虐待事例への対応状況

＜福岡市における障がい者虐待の通報・届出件数推移＞

年度	24nd	25nd	26nd	27nd	28nd
養護者による障がい者虐待	8	30	36	48	35
障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待	3	8	7	18	27
使用者による障がい者虐待	1	11	1	6	20
その他		7	12	1	5
合計	12	56	56	73	87

※ 平成 28 年度の通報・届出者の内訳は、相談支援専門員や障がい者福祉施設従事者によるものが最多。

＜虐待判断件数＞

養護者による虐待

件数	24nd	25nd	26nd	27nd	28nd
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	4	6	15	17	10
虐待ではないと判断した事例	7	7	7	8	12
虐待の判断に至らなかった事例(※)	1	6	12	21	2
合計	12	19	34	46	24

※ 「虐待の判断に至らなかった事例」とは、「養護上何らかの問題があるが、虐待の事実を確認できなかった」、「養護者の協力が得られず、事実確認調査ができなかった事例」等

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

件数	24nd	25nd	26nd	27nd	28nd
虐待の事実が認められた事例	0	1	1	2	2
虐待の事実が認められなかった事例	3	2	0	6	6
虐待の事実の判断に至らなかった事例(※)	0	1	0	2	5
合計	3	4	1	10	13

※ 「虐待の事実の判断に至らなかった事例」とは、「サービス提供上なんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった事例」「虐待と思われるが、施設や事業所の協力が得られないなどの理由により、現在までは事実確認ができていない事例で、今後都道府県へ調査を依頼したり、都道府県と共同して事実確認調査を行うこととした・している事例」等

(2) 通報義務及び通報者に対する不利益取扱いの禁止について

- 障害者虐待防止法においては、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに通報しなければならないと通報の義務を課している。
- 障害者福祉施設従事者等は、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待を発見した旨の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと規定されている。

<障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）>

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

- 2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(3) 「障害者福祉施設等における障がい者虐待の防止と対応の手引き」の改訂について

平成29年3月に「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」が改訂されています。

【平成29年3月の改訂内容】

- 共生社会の実現及び権利擁護の視点に関する内容(P4)
- 障害者虐待防止法の目的に関する内容(P5)
- 成年後見制度利用促進法に関する内容(P19)

事業者の具体的取り組みに関する内容については、平成28年4月の改訂で、障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待事案や特に女性に対する性的虐待事案が相次いだ

こと等を踏まえ、下記の事項が改訂されているので再度確認してください。

【平成28年4月の改訂内容】

- 「人権意識、知識や技術向上のための研修」において「職員のメンタルヘルスのための研修」「利用者や家族等を対象にした研修」について追記(P14~P15)
- 「性的虐待防止の取組」において、可能な限り同性介助が行える体制を整えることを徹底する旨を追記(P16)
- 「通報者の保護」において、適切に通報した職員に対して、不利益な取扱いを行うことは障害者虐待防止法の趣旨に沿わないことを追記。(P21)
- 「市町村・都道府県による事実確認への協力」において市町村・都道府県が実施する立入検査等の調査において、虚偽の答弁や検査を妨害した場合は、障害者総合支援法の規定により、指定の取消等や30万円以下の罰金に処することができることとされている旨を追記。(P.21)
- 「座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用」において身体拘束に該当する行為の判断や、座位保持装置を使用する場面や目的を個別支援計画に記載することなどについて追記(P26)

「障害者福祉施設等における障がい者虐待の防止と対応の手引き」等は下記厚生労働省ホームページを参照してください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shoug_aishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

(4) 障がい者虐待防止に関する事業者の一般原則について

指定基準の一般原則として、指定障害福祉サービス事業者は人権の擁護や虐待防止等のため、従業者に対し研修の実施等に努めるよう規定されています。

事業所内での障がい者虐待防止のための取り組みを積極的に推進してください。

＜障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）＞

第三条

- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。